

○公 告

次のとおり入札参加者を公募する。

令和7年1月30日

東予地方局長 客本 宗嗣

地域維持型契約方式公募公告個別事項

入札参加者を公募する事項	工事名	新道維第3号他 (国) 194号他 土木施設年間維持工事	
	工事場所	愛媛県西条市藤之石他	
	工事概要	県が管理する次の道路、河川及び砂防の施設の安全性を確保するとともに、機能・性能の維持を図るための工事 ア 道路維持工事 1路線 イ 河川維持工事 4河川 ウ 砂防維持工事 24箇所 エ 冬期路面对策工事 1式	
	工期	工事請負契約の成立の日から令和8年3月31日まで	
	予定価格	別途入札通知書（指名通知）で通知する。	
	施工形態	事業協同組合 又は 地域維持型建設共同企業体	
事業協同組合の参加要件	(1)建設業許可	許可業種	土木工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	愛媛県西条市内
	(2)格付け	格付け業種	土木一式工事
		格付け等級	—
		その他(格付け)	—
	(3)施工実績(過去15年間)	工事の種類等	愛媛県発注の維持管理工事（異常気象時のパトロールを含むものに限る。）の施工実績を有すること又は1者以上の組合員が施工実績を有すること。
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合を含み、出資比率は問わない。）
	(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。
		従事経験	—
		共同企業体の構成員の数	5~10者
入札参加希望者の要件	代表者である構成員(1者)	許可業種	土木工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	愛媛県西条市内
	(2)格付け	格付け業種	土木一式工事
		格付け等級	S等級、A等級、B等級、C等級又はD等級
		その他(格付け)	—
	(3)施工実績(過去15年間)	工事の種類等	愛媛県発注の維持管理工事（異常気象時のパトロールを含むものに限る。）の施工実績を有すること。
		出資比率等	元請（共同企業体の構成員である場合を含み、出資比率は問わない。）
	(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。
		従事経験	—
		(5)出資比率	構成員のうち、最大であること。
地域維持型建設共同企業体の参加要件	代表者以外の構成員(4~9者)	許可業種	土木工事業
		許可区分	特定建設業又は一般建設業
		本店等区分	本店
		本店等所在地	愛媛県西条市内
	(2)格付け	格付け業種	土木一式工事
		格付け等級	—
		その他(格付け)	—
	(3)施工実績(過去15年間)	工事の種類等	—
		出資比率等	—
	(4)配置予定技術者の資格等	種類	監理技術者又は主任技術者
		法令による資格・免許等	・上記(1)に掲げる許可業種に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同第15条第2号イ若しくはハに該当する者であること。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（上記(1)に掲げる許可業種に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が貼り付けられている者は不要）を有する者であること。
		従事経験	—
		(5)出資比率	全ての構成員（代表者を含む。）の出資比率が、5者JVの場合：12パーセント以上、6者JVの場合：10パーセント以上、7者JVの場合：9パーセント以上、8者JVの場合：8パーセント以上、9者JVの場合：7パーセント以上、10者JVの場合：6パーセント以上であること。
	施工体制	災害時において、次に掲げる全ての体制がとれる者。 ・豪雨、地震等の異常気象後、発注者からパトロールの指示があった路線等について、原則として1時間以内に着手し、速やかに完了させ、報告する。 ・震度5弱以上の地震時には、直ちにパトロールを実施し、結果を速やかに監督員に報告する。 ・パトロールにより発見した崩土、崩壊、その他施設の損傷・異常等について、発注者から応急対策の指示があつた箇所について、原則として1時間以内に現地に出発し、速やかに完了させ、報告する。 ・下請に付した場合は、元請として主体的な管理・監督を行う。	

契約条項 を示す場 所及び問 い合せ先	担当部局	愛媛県東予地方局出納室
	電話番号	0897(56)1300
	FAX番号	0897(55)4725
	電子メール	tou-suito@pref.ehime.lg.jp
	住所	〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796番地1
設計書等 の貸与、 閲覧に供 する場所	担当部局	愛媛県東予地方局建設部管理課
	電話番号	0897(56)1300
	FAX番号	0897(55)4693
	電子メール	tou-kanri@pref.ehime.lg.jp
	住所	〒793-0042 愛媛県西条市喜多川796番地1
日程等	入札説明書の掲載期間	令和7年1月30日(木)から令和7年2月18日(火)まで
	設計書等の貸与期間	令和7年1月30日(木)から令和7年2月13日(木)までの受付時間中
	入札説明書についての質問提出期間	令和7年1月31日(金)から令和7年2月5日(水)までの受付時間中
	質問に対する回答の公表期間	令和7年2月10日(月)から令和7年2月13日(木)まで
	入札参加申請書の提出期間	令和7年2月14日(金)から令和7年2月18日(火)までの受付時間中
	入札参加者への指名通知日	入札参加申請書提出期限の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内
	非選定者への通知日	
	選定されなかった理由の説明要求期限	非選定の通知の日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の受付時間中
	説明要求に対する回答期限	説明要求期限の日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内
	入札期間	令和7年3月17日(月)から令和7年3月19日(水)までのシステム稼働時間中 (ただし最終日は午後5時まで)
	開札日時	令和7年3月24日(月)午前9時00分
	開札場所	愛媛県西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局3階入札室兼会議室
支払条件	前払金	請負代金額の10分の4に相当する額以内の額とする。(部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内) ただし、上記で算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。
	部分払	中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、3回を限度とする。
その他	<p>ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられていない工事である。</p> <p>イ この公告の工事の入札は、電子入札システムによる。ただし、電子入札システムにより難い者は、発注部局の長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。</p> <p>ウ この公告の工事の入札においては、最低制限価格制度を適用する。</p> <p>エ この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱の対象であり、入札期間の初日から落札決定日までの間に排除措置の期間がある者(共同企業体の場合は、構成員のいずれかが排除措置の期間である者)の入札は無効とする。</p> <p>オ この公告の工事は、愛媛県が発注する総合評価落札方式で落札者を決定する工事の入札における総合評価の評価対象工事である。なお、事業協同組合が受注した場合は、下請契約実績についても評価対象とするが、出動実績があるものに限る。また、共同企業体が受注した場合は、出動実績がある構成員に限って評価する。</p> <p>カ 本入札の落札決定は、土木施設年間維持工事(新道維第4号他)、土木施設年間維持工事(新道維第5号他)、土木施設年間維持工事(新道維第3号他)、土木施設年間維持工事(新道維第6号他)、土木施設年間維持工事(新道維第2号他)の順に行うものとする。 なお、何らかの事情により入札を中止する場合又は入札が不調となった工事が生じた場合は、当該中止又は不調が生じなかった工事を優先して落札者を決定する。 また、優先して落札決定を行った工事の落札者について、当該落札者が入札した他の工事の入札書は無効とするので留意すること。 おって、中止又は不調となった工事に係る入札を別の公告によって後日行うことがあり、この場合、他の工事の落札者は、後日行う入札の落札者になることはできないものとする。</p> <p>キ この公告の工事の開札は、令和7年度当初予算が愛媛県議会で成立した場合に限り行う。</p> <p>ク 同時刻の開札案件が多数あるため、開札時刻が遅れる案件が発生しますことをあらかじめご了承ください。</p>	

注1 入札参加希望者の要件について「一」が記入されている項目については、要件として設定しない項目である。

注2 上記の各期間について、「受付時間中」とは、休日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時までのことをいう。